

**障害者支援施設 誘楽園**  
**重要事項説明書(短期入所サービス)**

**1. 事業者の概要**

事業所の名称	障害者支援施設 誘楽園
主たる事務所の所在地	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406番地
法人種別	社会福祉法人 施福会
代表者氏名	理事長 田縁 和明
電話番号	0820-53-1294

**2. ご利用施設**

施設の名称	障害者支援施設 誘楽園
施設の所在地	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406番地
都道府県知事指定番号	3515910069号
施設長氏名	要田 俊彦
電話番号	0820-53-1295
FAX番号	0820-53-2940

**3. 併設事業**

事業の種類		山口県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
障害者 支援施設	施設入所支援	平成21年4月1日	3515910069号	10名
	生活介護	平成21年4月1日	3515910069号	10名
	短期入所	平成18年10月1日	3515910069号	2名

**4. 施設の目的及び運営方針**

施設の目的	緊急な家庭の事情により、在宅の身体障害者の家庭介護が困難になった場合に、短期に利用していただく施設です。
運営方針	基本理念のもと、「奉仕の精神」で、出来るだけご家庭と同じような雰囲気を提供し、明るい職場環境作り、地域の皆様との連携を図りながら、開かれた施設運営に取り組んでいます。

**5. 施設の概要**

(1) 敷地及び建物

敷 地	15, 890 m <sup>2</sup>
建 物	構 造
	鉄筋コンクリート造平屋建
	延床面積
	421. 75 m <sup>2</sup>
	利用定員 【短期入所】 2 名

(2) 居 室

居室の種類	室 数	室面積(m <sup>2</sup> )	1人当たり(m <sup>2</sup> )
個室(短期入所)	2	24.5	12.25
2人部屋(入所)	5	113.75	11.375

(3) その他主な設備 【※特別養護老人ホームと兼用】

設備の種類	数	面積
食堂 機能訓練室 集会室	1 室	157. 50 m <sup>2</sup>
職員室・相談室	1 室	15. 00 m <sup>2</sup>
一般浴室	1 室(※)	38. 90 m <sup>2</sup>
機械浴室	特殊浴槽 1 台(※)	28. 30 m <sup>2</sup>
医務室	1 室(※)	37. 60 m <sup>2</sup>
便所	5 箇所	45. 00 m <sup>2</sup>
事務室	1 室	21. 00 m <sup>2</sup>

6. 職員体制(主たる職員)

職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
施設長	1		1		
サービス管理責任者	1	1			
機能訓練指導員	1	1			
生活支援員	10	2			8
看護職員	2			2	

7. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)	4週8休
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)	4週8休
生活支援員	・早出 ( 7:00~16:00) ・日勤 ( 8:30~17:15) ・遅出 (10:00~19:00) ・夜勤 (16:45~ 9:15)【翌日】	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)  夜間は、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休

8. 営業日及び利用の予約

営業日	年中無休
予約の方法	利用の予約は、原則として利用を希望される期間の初日の2週間前から受け付けております。

## 9. 短期入所サービス利用料等

## 《1》福祉型短期入所サービス費

### 【日／単位(円)】

区分	対象者	日額(単位)	自己負担額
福祉型短期入所 サービス費(Ⅰ)	区分6	923	階層区分等により 市町が決めます。
	区分5	784	
	区分4	648	
	区分3	583	
	区分2	509	
	区分1	509	
福祉型短期入所 サービス費(Ⅱ)	区分6	602	階層区分等により 市町が決めます。
	区分5	527	
	区分4	318	
	区分3	240	
	区分2	173	
	区分1	173	

## 《2》 上記以外の自己負担額

## 【目／単位(円)】

項目	日額(単位)	自己負担額
食事提供体制加算	48	階層区分等により市町が決定します。
短期利用加算	30	
送迎加算	186	

### 《3》 食事提供費

【日／単位(円)】

		食費	食事提供加算	自己負担額
低所得 利用者	朝食(食材料費)	380(200)	480	1日当たりの合計金額から 加算額を引いた金額
	昼食(食材料費)	610(410)		
	夕食(食材料費)	580(360)		
一般所得 利用者	朝食(食材料費)	380(200)	0	380
	昼食(食材料費)	610(410)		610
	夕食(食材料費)	580(360)		580

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{おおよその}} \\
 \boxed{\text{自己負担額}} \\
 \quad (\text{利用料}) \\
 = \quad (\langle\!\langle 1\rangle\!\rangle \langle\!\langle 2\rangle\!\rangle \langle\!\langle 3\rangle\!\rangle \text{の該当する自己負担額} \times \text{利用日数} + \\
 \quad | \quad \text{消耗品代} + \text{理美容代} \\
 \quad | \quad (\text{利用した方のみ}) \\
 \end{array}$$

※利用料は、月末でしめ、翌月10日前後に請求致します。

## 10. 短期入所サービス(支援費給付内サービス及び給付外サービス)の概要

別紙「サービス内容説明書」記載のとおり。

## 11. 苦情の受付及び虐待防止に関する相談窓口について

当施設のサービスに関する苦情や虐待防止に関するご相談は、下記の受付担当者までお気軽にご相談ください。

当園では苦情解決委員会を設置しており、苦情に対して真摯に受け止め、ご不明な点やご不満な点を十分検討した上、責任をもってご解答いたします。

### (1) 苦情受付窓口

当施設ご利用 相談室	苦情解決責任者	施設長
	苦情解決委員	サービス管理責任者
	苦情受付担当者	看護師
		サービス管理責任者
	ご利用時間	午前9時～午後5時（平日）
	ご利用方法	電話 0820-53-1295

### (2) 虐待防止に関する相談窓口

施設窓口	虐待防止担当者	施設長	要田 俊彦
	ご利用時間	午前9時～午後5時（平日）	
	ご利用方法	電話 0820-53-1295	
市町窓口 (平日17時以降及び 休日の窓口について はお問合せください)	田布施町市民福祉課		電話 0820-52-5810
	柳井圏域障害者虐待防止センター		電話 0820-52-2678
	柳井市社会福祉課		電話 0820-22-2111
	平生町市民福祉課		電話 0820-56-7113
	周防大島町福祉課		電話 0820-77-5505
	上関町保健福祉課		電話 0820-62-0184
	柳井圏域障害者虐待防止センター（上記5市町休日夜間窓口）		電話 0820-52-2678
	周南市障害者支援課		電話 0834-22-8463
	〃（休日夜間窓口）		電話 0834-22-8332
県相談窓口	山口県障害者権利擁護センター		電話 083-902-8300
	山口県障害者支援課在宅福祉推進班		電話 083-933-2764

## 12. 協力医療機関

【協力医療機関】 利用者主治医、恵愛会柳井病院・大和総合病院・  
周東総合病院・平生クリニック 等

## 13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（午前9時～午後20時）を遵守し、必ずその都度職員に届け出て、面会簿に必要事項を記入し面会してください。 尚、来訪者が宿泊される場合（宿泊代は無料ですが、食事を当園で頼まれた場合には、別途食事代が必要です。）には、必ず許可を得てください。
-------	---

入退所時の送迎	送迎は基本的に町内を実施区域とします。ただし、町外の方で送迎を希望する場合、事業所と相談の結果対応可能な場合は、対応することができます。その場合、送迎加算の他に送迎料が発生します。(町境から1kmあたり80円)
医療機関への受診	短期入所サービス利用中の受診及び体調不良となった場合の受診は、必ず家族の対応となります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって、ご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は、禁止しています。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金等の管理	貴重品は、事務所でお預かりいたします。面会時等に現金等を利用者に直接渡された場合には、紛失しても責任を負いかねますのでご注意ください。
宗教活動・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
食べ物の持込	食べ物の持込については、基本的に面会された本人のみに、その時食べられる量だけでお願いします。食中毒や摂取時の事故を未然に防止するため、居室には食べ物を置くことを禁止しています。もし、持ち込まれた食べ物が残った場合は、お持ち帰りください。 尚、身体的理由や健康的理由で持ち込まれた食べ物の摂取が困難な方もいらっしゃるため、他者には差し上げることがないように注意してください。 食べ物に関して不明な点がある場合には、お気軽に職員にご質問ください。

#### 14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施